

福井鋌螺グループ  
グリーン調達ガイドライン  
【第5版】

福井鋌螺株式会社

品質保証部

制 定 日： 2005年 9月 26日

最終改訂日： 2019年 8月8日

管理No. EMS-0001-05

## 目次

- 0. 改訂履歴
- 1. 目的
- 2. 適用範囲
- 3. 運用に関して
- 4. 用語の定義
- 5.1 提出書類
- 5.2 サプライチェーン全体での調査に関して
- 5.3 高精度分析データについて
- 表1 禁止物質
- 6. Q&A

## 0. 改訂履歴

版数	年月日	内容	作成	審査	承認
初版	2005/9/26	新規制定	品質保証部	ISO委員会	経営会議
1版	2006/11/7	3. ガイドライン及び4. マニュアルの選定基準及び評価の進め方、納入対応の記載見直し 5. 化学物質管理ランク指針用語の定義見直し 別表1：禁止レベル1に4物質(旧レベル2)を追加 別表1、2：禁止レベル物質項目の追加と削除 別表4：共通例示物質リストの見直し 別表5：分析方法の詳細化 別表7：調査品に対する評価運用フロー見直し 別表8：福井鋳螺管理基準の追記	品質保証部	ISO委員会	管理責任者
2版	2007/12/21	会社組織変更に伴う改訂 (ビヨラ精工、ビヨラテクニカルサービス削除)	品質保証部	—	管理責任者
3版	2009/7/1	全面改訂	品質保証部	システム委員会	管理責任者
4版	2013/11/14	表1レベルA対象物質における、関連する主な法規制等の改正に対する見直しによる改訂 7. 福井鋳螺グループ適用除外項目の見直し。 7.7 PFOS及びPFOS類縁化合物・・・廃止 7.8ハロゲン系樹脂添加剤・・・廃止等	品質保証部	—	管理責任者
5版	2019/8/8	2適用範囲 ・商品仕入、熱処理、選別を追加 ・詳細項目を追加 4. 用語の定義 ・レベルA, B, C対象物質を廃止し、禁止物質、管理物質に分類 5.1 提出書類 ・含有化学物質調査表を廃止し、chemSHERPAに変更 ・対象毎に必要な提出書類を見直し 5.2 サプライチェーン全体での調査に関して ・調査を進める上での優先度について追加 5.3 高精度分析データについて ・フタル酸エステル類の分析方法追加 表1 禁止物質の見直し 以下の項目を削除 ・5.4 MSDS(化学物質等安全データシート)について ・表2 レベルB対象物質 ・表3 レベルC対象物質 7. 福井鋳螺グループ適用除外項目	品質保証部	システム委員会	管理責任者

## 1. はじめに

福井鋳螺グループは、環境方針「環境の保護と調和を図り、地球に優しい企業を目指す」に則り、環境配慮型企業を目指し、高効率でグリーンなものづくりの取組みを進めています。一方、世界的に製品に関わる化学物質の規制強化が年々強まっており、「環境品質を保証した製品」の提供が求められています。お客様に「安心・安全な製品」を提供するため、当社は取引先様に環境保全活動の推進をお願いするとともに、納入品に対する「環境品質保証」を優先事項として推進を致します。そのため、福井鋳螺グループグリーン調達ガイドラインをご理解いただき、ご対応をお願い致します。

## 2. 適用範囲

このガイドラインの適用範囲は、以下の通りとします。

### 2.1 外注委託品

- (1) 福井鋳螺グループが設計・製造を委託する製品及び処理等
  - a. 商品仕入(樹脂成型品、切削品、プレス品等)
  - b. 加工(切削、プレス、ヘッダ、センタレス等)
  - c. 表面処理(めっき、塗装、研磨・洗浄、キリンス、ジオメット等)
  - d. 熱処理
  - e. 選別
- (2) 金型及び金型への処理

### 2.2 資材

福井鋳螺グループが購入するで以下の(1)～(6)を指す

- (1) 材料(金属、樹脂等)
- (2) 梱包資材(インク、接着剤、テープ等の構成材料も含む)
- (3) 化成品(加工油、洗浄剤、潤滑剤、防錆油、WAX等)
- (4) 検査治工具や選別などに使われる手袋、ケース、トレイ等の福井鋳螺グループの工程で使用し製品に接触する物品
- (5) 金型用の材料
- (6) 塗料

### 2.3 生産設備、付帯設備及びそれらに関連する部品

福井鋳螺グループが購入する生産設備、付帯設備及びそれらに関連する部品

### 2.4 梱包資材

福井鋳螺グループへ納入する対象品(上項2.1、2.2、2.3)の梱包資材

## 3. 運用に関して

ガイドラインの運用に関して以下の通りとします。

- 3.1 このガイドラインにおいて規定されていない物質であっても、国内外の法規制等に従う必要があります。
- 3.2 このガイドラインにおいて規定されていない物質であっても、顧客より要求がある場合別途調査を依頼することがあります。
- 3.3 適用範囲品以外であっても、当該ガイドラインの適用をお願いする場合があります。
- 3.4 このガイドラインに関する事項については、必要に応じて適時見直しを実施します。
- 3.5 このガイドラインの基準を受け入れて頂けない納入先様とは、個別に協議を実施させていただきます。

## 4. 用語の定義

### 4.1 化学物質管理ランク

管理すべき化学物質を禁止物質、管理物質に分類します。

#### (1) 禁止物質

現在既に、国内外の法規制等により使用及び製品への含有が禁止されている物質あるいは弊社顧客要求により使用が禁止されている物質。

意図的な使用を禁止し、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保守することが必要です。(規制値未満であっても意図的な使用は認められません)

使用してる場合は即時中止し、報告をお願いします。

#### (2) 管理物質

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が規定する「chemSHERPA 参照リスト(最新版)」の対象物質から、本ガイドラインで規定する禁止物質を除いた物質に相当します。管理物質に該当する物質で、条約・法・条例・業界指針などで、個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合には、それらを完全に順守して下さい。

### 4.2 使用

福井鋳螺グループでは禁止物質の意図的使用を禁止しています(規制値のある物質は意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません)。

#### 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品、部品、材料等の製造時に意図して使用することをいいます。ただし、製品、部品、材料等に最終的に含有しない場合は除きます。

### 4.3 不純物

天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいいます。

## 5.1 提出書類

お取引先様に提出頂く資料を記載します。なお詳細は下記参照先にて確認して下さい。

### 5.1.1 提出書類

	提出書類	提出形態	作成方法(参照先)
①	環境負荷物質に関する不使用保証書(様式-0001)	書面または電子データ	5.2 サプライチェーン全体での調査に関して
②	chemSHERPA	電子データ	chemSHERPA作成ツール内に作成方法がありますので参照にしながら作成下さい
③	高精度分析データ	書面または電子データ	5-3. 高精度分析データについて
④	SDS	書面または電子データ	5.1.4 SDSについて

注1 ③、④の電子データ形式は、PDF、JPEG形式でお願いします。

注2 ①、③、④を書面で提出する際は、記載内容が容易に判別可能なものを提出して下さい。

### 5.1.2 様式の取得方法

- (1) 福井鋳螺株式会社のホームページ(<http://www.byora.co.jp>)上から取得可能です。
- (2) 納入先様の主管窓口、または福井鋳螺(株)品質保証部へお問い合わせ下さい。
- (3) 各chemSHERPAツールの入手には下記アドレスから入手をお願いします。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

※入手できるツール

- 「chemSHERPA管理対象物質説明書(最新版)」
- 「chemSHERPA管理対象物質参照リスト(最新版)」
- 「chemSHERPA成形品データ作成支援ツール(最新版)」
- 「chemSHERPA化学品データ作成支援ツール(最新版)」

### 5.1.3 SDS、chemSHERPAについて

SDSは原則法律上では完成品での提出ですが、完成品の定義が難しいものに関しては、その処理に使用した薬品等のSDS及びchemSHERPAを提出して下さい。

以下は事例となり、限定するものではありません。

- (1) 商品仕入
  - ・材料
  - ・防錆油
  - ・加工油等 (納入する際付着している場合)
- (2) 切削、プレス等の加工
  - ・防錆油 (納入する際付着している場合)
  - ・加工油等 (納入する際付着している場合)
- (3) 熱処理、イソナイト
  - ・防錆油 (納入する際付着している場合)
  - ・その他薬品等 (納入する際付着している場合)
- (4) キリンス
  - ・変色防止剤等 (納入する際付着している場合)

- (5) パシベート
  - ・防錆油等(納入する際付着している場合)
- (6) 黒染め
  - ・防錆油等(納入する際付着している場合)
- (7) 化学研磨
  - ・変色防止剤(納入する際付着している場合)
  - ・防錆油等(納入する際付着している場合)
- (8) アルマイト
  - ・カラーアルマイトに使用する染料等
  - ・封孔剤
- (9) めっき
  - ・めっき皮膜
  - ・封孔剤
  - ・変色防止剤
  - ・WAX等(納入する際付着している場合)
- (10) 塗装
  - ・塗料
  - ・シンナー
  - ・プライマー等
- (11) 金型
  - ・金型材料
  - ・防錆油等(納入する際付着している場合)
- (12) 金型への処理
  - ・表面処理皮膜
  - ・防錆油等(納入する際付着している場合)

#### 5.1.4 対象別の必要提出書類一覧

対象毎の必要提出書類を一覧に記載してありますので、一覧に従い提出して下さい。なお、一覧では以下の様に識別しています。

「○」・・・必須

「△」・・・当社要求時

「—」・・・不要

適用範囲	対象		環境負荷物質に関する不使用保証書	chemSHEPRPA	高精度分析データ	SDS
2.1	商品仕入	樹脂成型品	○	○	△	○
		切削品・プレス品等	○	○	○	○
	加工	切削、プレス、ヘッダ、センタレス等	○	△	△	△
		表面処理	めっき	○	○	○
	塗装		○	○	△	○
	研磨・洗浄、キリンズ、ジオメット等		○	△	△	△
	熱処理		○	△	△	△
	選別		○	—	—	—
金型及び金型への処理		○	△	—	△	
2.2	材料	金属	○	○	○	○
		樹脂	○	○	○	○
	梱包資材(インク、接着剤、テープ等の構成材料も含む)	○	○	△	○	
	化成品(加工油、洗浄剤、潤滑剤、防錆油、WAX等)	○	○	△	○	
	検査治工具や選別などに使われる手袋、ケース、トレイ等の福井鋳螺グループの工程で使用し、製品に接触する物品	○	○	△	○	
	金型用の材料	○	△	—	△	
	塗料	○	△	△	○	
2.3	福井鋳螺グループが購入する生産設備、付帯設備及びそれら部品		○	△	—	△
2.4	納入品の梱包資材		○	—	—	—



## 5.2 サプライチェーン全体での調査に関して

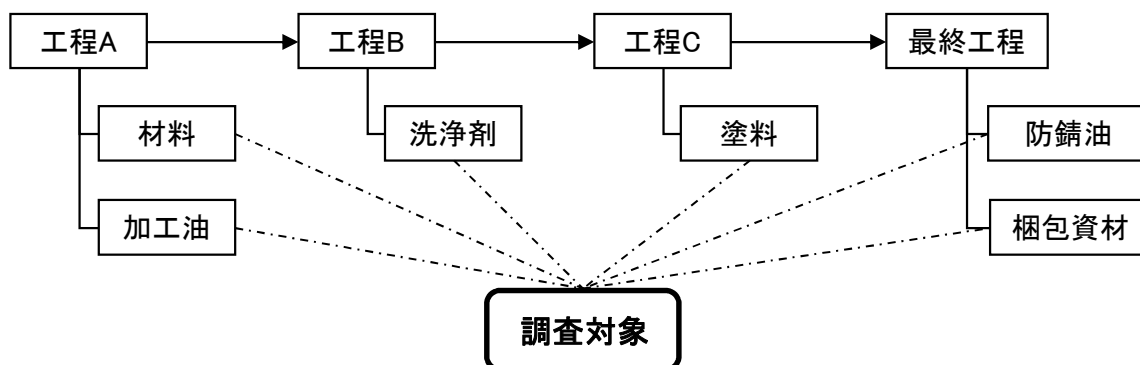
調査及び提出書類を提出する際には、以下の注意点を必ず守って下さい。

### 5.2.1 調査上の注意事項

調査対象品はサプライチェーン全体での調査を実施して下さい。

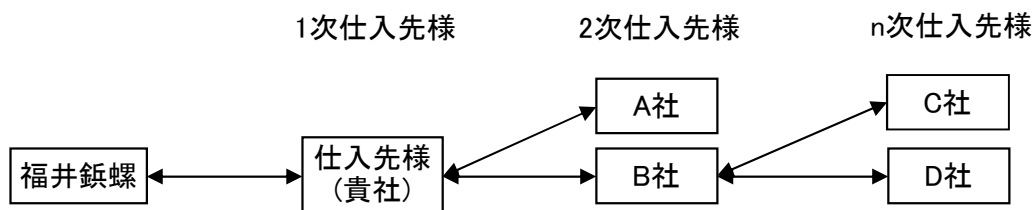
#### (1) メーカー様での工程例

各工程にて使用する資材毎に調査を実施して下さい。



#### (2) 2次3次仕入先様がある場合

2次3次仕入先様に対しても調査を実施して下さい。



#### (3) 調査方法について

原則、以下の調査方法に従って調査を進めて下さい。①～④は調査方法の優先順位となっています（例：①及び②が難しい場合は③で調査を進める）。

- ①高精度分析データを用いた調査
- ②不使用保証書を用いた調査
- ③chemSHEPRPA、その他調査表（JAMAシート、IMDS等）等を用いた調査
- ④技術的根拠（公的規格、業界標準、自社検証データ等）に基づいた調査

### 5.2.2 不使用保証書の取り扱いに関して

2次3次仕入先様への調査を実施する際に、福井鋳螺グループの不使用保証書を使用して頂いて結構です。その際は、あて先を仕入先様名に変更して使用して下さい。

### 5.2.3 提出に際して

2次3次仕入先様に対して実施した調査結果を集約して、必ず仕入先様名にて不使用保証書を提出して下さい。なお、2次3次仕入先様の不使用保証書を提出する場合は、どの対象に対して提出しているのかを分かるようにして提出下さい。

### 5.2.4 不使用保証書(様式-0001)の詳細に関して

不使用保証書(様式-0001)に関する詳細な説明、記載例は様式のファイルに記載がありますので、十分に確認して作成して下さい。

## 5.3 高精度分析データについて

### 5.3.1 高精度分析について

高精度分析データは均質・同一素材毎に必要です。

例えば、表面処理が施された部品での化学物質の含有の把握は、めっきと素材とで各々分離した材料中での高精度分析データの取得が必要となります。

### 5.3.2 高精度分析装置

高精度分析を行う為の分析装置は以下のものを推奨します。

以下に示されたもの以外でも、5.3.4に示す分析精度を保証できるものであれば適用可能とします。

化学物質名	測定装置名
鉛 (Pb)、カドミウム (Cd) 及びその化合物	ICP発光分光分析装置 (ICP-OES) ICP質量分析装置 (ICP-MS) 原子吸光分析装置 (AAS、FLAAS)
水銀 (Hg) 及びその化合物	還元気化ICP発光分光分析装置 (ICP-OES) 還元気化ICP質量分析装置 (ICP-MS) 還元気化原子吸光分析装置 (AAS、FLAAS)
6価クロム (Cr <sup>6+</sup> ) 及びその化合物	吸光光度計 (ジフェニルカルバジド吸光光度法) イオンクロマトグラフ法 ※クロメート処理のみEN15205限定とします。
臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置 (HRGC/HRMS)
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	ソックスレー抽出法 (GC/MS) 溶媒溶解法 (GC/MS) Py-GC/MS法

### 5.3.3 高精度分析データの必要記載事項

原則、公的に通用する第三者機関 (ISO17025取得機関) での分析データを提出して下さい。

#### (1) 前処理法

公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はそれを示してください。全ての前処理について、完全に溶解して溶液化させた旨を「完全溶解した」と必ず明記してください。

#### (2) 測定方法

測定方法名あるいは公定法名を記入してください。

#### (3) 測定者名、測定責任者名、分析機関名

#### (4) 測定日

#### (5) 測定結果

N. D. (not detectable) の場合は、定量下限値も必ず記載して下さい。

#### (6) 測定フローチャート

### 5.3.4 分析精度

定量下限値が各物質単独で下記の値を保証できれば良いものとします。

分析下限値を保証出来ない測定結果でも、受領出来る場合がありますので相談下さい。

化学物質名	Pb	Cd	Hg	Cr <sup>6+</sup>	PBB	PBDE	DEHP	BBP	DBP	DIBP
分析下限値	20ppm	5ppm	2ppm	2ppm	5ppm	5ppm	100ppm			

5.3.5 高精度分析データ提供について

(1) 金属、非金属で、分析する対象物質が異なります。

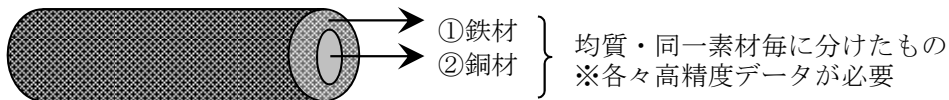
	事例	対象物質									
		Pb	Cd	Hg	Cr <sup>6+</sup>	PBB	PBDE	DEHP	BBP	DBP	DIBP
金属	材料(金属) 表面処理(金属)等	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
非金属	樹脂材料等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 高精度分析データの有効期限は1年となります。

分析日より起算して1年間が有効期限となります。有効期限が過ぎた場合、更新をお願いします。

5.3.6 高精度分析に関する注意点

(1) 材料

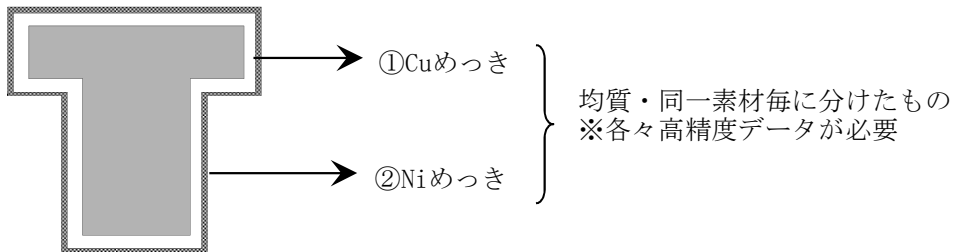


※複合線材(クラッド材等)は必ず外皮、芯を別々に分析を実施して下さい。  
(リフロー線の場合も母材、めっき皮膜別々に分析を実施して下さい)

(2) 材料皮膜

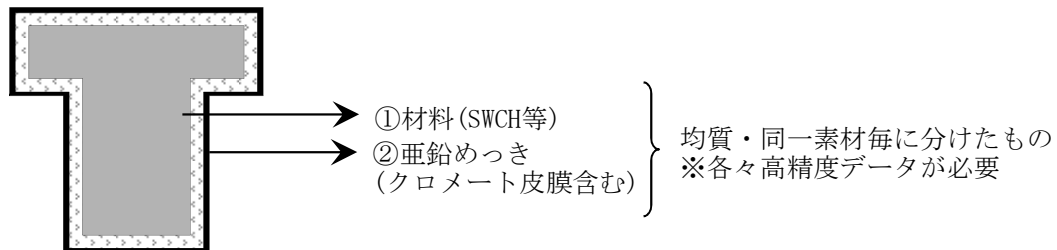
石灰、防錆油等、材料に付着させるものについても分析データの提出をお願いします。

(3) めっき処理(Cuめっき、Niめっき)



※必ずCuめっき皮膜、Niめっき皮膜を別々に分析を実施して下さい。  
母材にCuめっき、Niめっきを処理した部品の状態での分析はNGとします。

(4) 亜鉛めっき3価クロメート処理品について



※クロメート処理は、亜鉛めっき+クロメート皮膜で構成されています。  
亜鉛めっきとクロメート皮膜の分離が出来ないため以下の方法をお願いします。

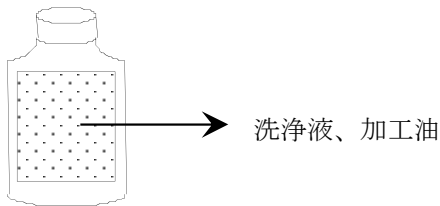
A. 分析用試料(クロメート処理)の作製例

- ①被めっき物としてSUS304(適当な大きさの薄い板)を準備する。
  - ②SUS304上に亜鉛めっき処理を行う。
  - ③クロメート処理を行う。
  - ④SUS板より亜鉛めっき(クロメート皮膜含む)をはがす。
  - ⑤作成した亜鉛めっき(クロメート皮膜含む)を分析サンプルとして使用する。
- ※なお、6価クロム溶出試験に関しては製品を使用して頂いても結構です。

B. クロメート処理の分析方法

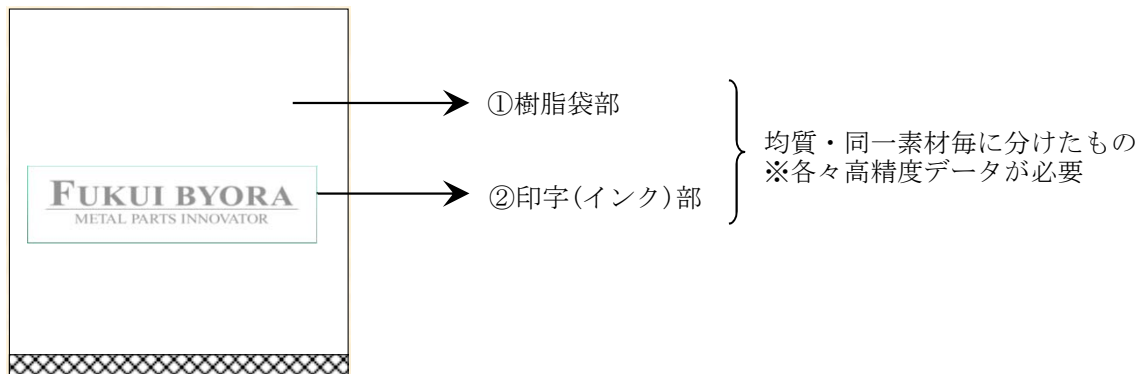
- 鉛、カドミウム、水銀、PBB、PBDEは、クロメート処理(亜鉛めっき+クロメート皮膜)の重量を基に濃度を算出して下さい。
- (6価クロムに関しては、EN15205に従って分析を実施して下さい。)

(5) 洗浄剤や加工油等



※洗浄液や加工油等、内容物のみ(ポリ容器、ドラム等の梱包資材は結構です)分析を実施して下さい。

(6) 梱包資材(樹脂袋)について

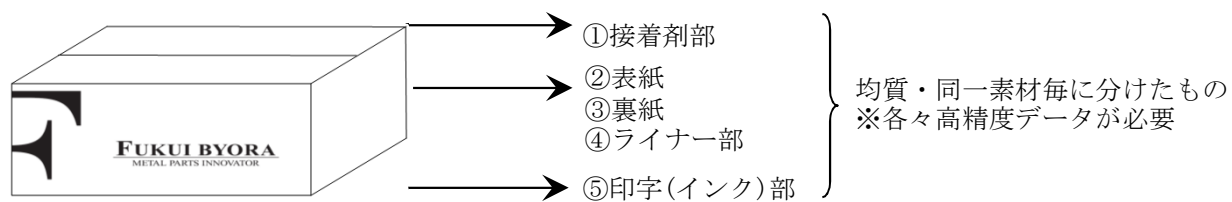


※樹脂袋は、上記の通りビニール部、印字(インク)部にて構成されております。

※よって高精度分析は、各々の部位毎に分析願います。なお、樹脂原料として高精度分析データを提出する際は、添加剤等高精度分析データに関しても提出して下さい。(成形した状態での高精度分析データを提出する場合は結構です)

※梱包資材なので、各々の構成材毎に鉛、カドミウム、水銀、6価クロムの合計が100ppm未満が適用されます。

(7) ダンボール



※ダンボールは、上記の通り接着剤部、表紙、裏紙、ライナー部、インク部にて構成されております。よって高精度分析は、各々の材料、原料により分析して下さい。

表1 禁止物質

- 下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。
- 「2. 適用範囲」の「2.3 生産設備、付帯設備及びそれらの部品」においては、下表の生産設備等の欄に○が付いている物質のみが禁止物質の対象となります。
- 適用除外を受ける場合は、保証書にその旨を記載してください。

No.	生産設備等	化学物質群		規制値 (閾値)
		物質群名	対象	
1	○	鉛及びその化合物 ※1 (適用除外あり)	樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、顔料、インク、染料(揮発成分が無い状態)、包装材	100ppm
			金属めっき	500ppm
			上記以外の全用途	1000ppm
2	○	カドミウム及びその化合物 ※1 (適用除外あり)	樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、顔料、インク、染料(揮発成分が無い状態)	5ppm
			金属めっき (錫系めっき)	20ppm
			金属めっき (錫系めっき以外)	75ppm
			亜鉛及びその合金 (黄銅等を含む) 上記以外の用途	75ppm
			包装材	100ppm
			上記以外の全用途	100ppm
3	○	水銀及びその化合物 ※1 (適用除外あり)	包装材	100ppm
			上記以外の全用途	1000ppm
4	○	6価クロム化合物 ※1 (適用除外あり)	クロメート処理	0.1 μg/cm <sup>2</sup>
			包装材	100ppm
			上記以外の全用途	1000ppm
5		特定有機スズ化合物 ・3置換有機スズ化合物 ・ジブチルスズ化合物 ・ジオクチルスズ化合物 ※1	全用途	1000ppm
6		特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE類)※1	全用途	1000ppm

表1 禁止物質

- 下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。
- 「2. 適用範囲」の「2.3 生産設備、付帯設備及びそれらの部品」においては、下表の生産設備等の欄に○が付いている物質のみが禁止物質の対象となります。
- 適用除外を受ける場合は、保証書にその旨を記載してください。

No.	生産設備等	化学物質群		規制値 (閾値)
		物質群名	対象	
7	○	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) CAS No. 117-81-7	全用途	1000ppm
8	○	フタル酸ブチルベンジル(BBP) CAS No. 85-68-7	全用途	1000ppm
9	○	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) CAS No. 84-74-2	全用途	1000ppm
10	○	フタル酸ジイソブチル(DIBP) CAS No. 84-69-5	全用途	1000ppm
11		短鎖型塩化パラフィン (SCCP C10-13) ※1	全用途	意図的使用禁止 中鎖型塩化パラフィン (MCCPC14-17)の不純物 として含有する場合は、 1500ppm未満である事
12		ポリ塩化ビフェニル(PCB) ポリ塩化テルフェニル(PCT)類 ※1	全用途	50ppm
13		ポリ塩化ビニル(PVC)、塩化ビニル 及びその混合物、その共重合体	全用途	—
14		ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)※ 1	全用途	100ppm
15		HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> (京都議定書対象物質) ※1	全用途	—
16		放射性物質 ※1	全用途	—
17		酸化ベリリウム ※1	全用途	—
18		塩化コバルト ※1	乾燥剤のインジケータ用途	—
19		特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 ※1	人の皮膚または口腔に直接かつ 長時間接触する可能性があるもの	特定アミンとして 30ppm

表1 禁止物質

- 下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。
- 「2. 適用範囲」の「2.3 生産設備、付帯設備及びそれらの部品」においては、下表の生産設備等の欄に○が付いている物質のみが禁止物質の対象となります。
- 適用除外を受ける場合は、保証書にその旨を記載してください。

No.	生産設備等	化学物質群		規制値 (閾値)
		物質群名	対象	
20		ホルムアルデヒド CAS No. 50-00-0	木工製品	—
21		ヘキサクロロベンゼン CAS No. 118-74-1	全用途	—
22		多環芳香族炭化水素(PHA) ※1	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返される、ゴムまたはプラスチック製品	1ppm
23		塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・ トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP) CAS No. 13674-87-8  ・ トリス(2-クロロエチル)ホスファート(TCEP) CAS No. 115-96-8  ・ トリス(1-クロロ-2プロピル)ホスファート(TCPP) CAS No. 13674-84-5	全用途	1000ppm
24		ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質(別名:パーフルオロオクタン酸、その塩およびPFOA関連物資) ※1	全用途	—
25		ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上の物質) CAS No. 25586-43-0 CAS No. 28699-88-9 CAS No. 1335-88-2 CAS No. 2234-13-1	全用途	—
26		アスベスト類 ※1	全用途	1000ppm



表1 禁止物質

- ・下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。
- ・「2. 適用範囲」の「2.3 生産設備、付帯設備及びそれらの部品」においては、下表の生産設備等の欄に○が付いている物質のみが禁止物質の対象となります。
- ・適用除外を受ける場合は、保証書にその旨を記載してください。

27	特定のアミン化合物 CAS No. 27417-40-9	ゴム製品、インク、染料	—
28	化審法に定める第一種特定化学物質 ※1	全用途	—
29	労働安全衛生法に定める製造禁止物質 ※1	全用途	—
30	毒物及び劇物取締法に定める特定毒物 ※1	全用途	—
31	GADSLで定める環境負荷物質のうち分類“P”に該当する物質※1	全用途	—
32	ハロゲン化合物及びハロゲン樹脂※1	包装材	—

※1詳細な物質名はchemSHERPA管理対象物質参照リスト(最新版)、各法規制情報等を参照して下さい。

## 6. Q&A

No	項目	質問内容	回答
1	問合せ	分からないことがあったらどこに問合せるのか。	調査の記入方法や測定方法、分析値等の問合せは、全て福井鋳螺(株)品質保証部にお問い合わせ致します。 TEL(直通) : 0776-75-2305 E-mail : hinsyo@byora.co.jp
2	目的	対象化学物質は禁止物質のみなのか。	管理物質に関しても対象として調査を実施して下さい。
3	調査対象(梱包材)	納入時の梱包材料は対象に入るのか。	適用範囲の2.4梱包資材に該当する場合は対象となります。
4	含有量	業者からSDSを取り寄せ、含有量の調査を行っている。この内容をもとに回答すればよいのか。	SDSでは1wt%未満の化学物質の含有量が把握出来ません。本調査は含有があれば数ppmレベルでも回答頂く必要がありますので、納入業者様に調査頂く場合があります。
5	含有量(機密保持)	上流業者からの情報提供に基づいてどのように回答すればよいのか。成分が秘密の場合はどうするのか。	本調査は、組成の開示を求めるものではなく、法規遵守を目的に、調査対象化学物質の含有有無をお尋ねするものです。調査対象となる化学物質に限定して回答して下さい。
6	回答	化学物質調査に対応できないが、どうするのか。	本調査は法規遵守の基本情報になりますので、全ての納入業者様に対応頂いています。回答にあたり困難な点がある場合は、福井鋳螺(株)品質保証部に連絡願います。
7	今後の予定	調査対象化学物質は、今後増える予定はあるのか。	規制状況や社会状況を勘案して検討します。今後調査対象化学物質が増えることは十分考えられます。